



# 高齢者等地域見守りネットワーク会議



■主催 福島県／福島県居住支援協議会 ■共催 福島県社会福祉協議会

## ■趣旨

平成26年10月における本県の高齢者人口は53万4千人であり、高齢化率は27.7%となっています。高齢者人口は平成37年にピークを迎え、高齢者の人口及び高齢化率の上昇は続くものと予測されています。こうしたなかで、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して住み続けることが困難となるような課題が山積しています。特に、東日本大震災後の世帯分離等により、高齢者のみの世帯は131千戸（H25住宅土地統計調査）と増加しており、被災者の仮住まいから住宅再建後の定住移行プロセスにおいて、地域での安定居住に向けた支援も喫緊の課題です。地域包括ケアシステムの構築にあたり、住宅確保要配慮者の安定居住について、行政機関及び福祉団体の皆様始め県民の皆様と共に考える機会とするため、下記により標記会議を開催いたしますので、是非、ご参加ください。

## ■開催概要

1. 開催日時 平成28年2月10日（水）午後1時30分～午後4時
2. 開催場所 郡山市熱海町 「ユラックス熱海」
3. 対象者等 行政機関住宅及び福祉担当、社会福祉協議会、地域包括支援センター、NPO等福祉支援団体、高齢者・障がい者等支援NW構成員、不動産団体、一般等
4. プログラム
  - 1) 基調講演「地域を変える地域善隣事業－地域包括ケアにおける住まい」  
東北大学 公共政策大学院 教授 白川 泰之 氏
  - 2) 住み慣れた地域で安心して住み続けるために （事例報告）  
郡山市地域包括ケア推進課 課長 安藤 博 氏
  - 3) 東日本大震災被災者の地域コミュニティ支援  
特定非営利活動法人 JIN 代表 川村 博 氏
  - 4) 不動産管理事業者から見る住宅確保要配慮者の賃貸住宅入居の現状と課題  
公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 福島県支部長 鎌田 孝太郎 氏
  - 5) 住宅確保要配慮者の居住の安定に向けて  
福島県居住支援協議会 事務局長 齋藤 隆夫

## ■福島県居住支援協議会とは

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）第10条に基づき設置される団体であり、住宅確保要配慮者（被災者、高齢者、障がい者、低額所得者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する方々）への情報の提供等、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する措置を決定し実施する組織です。福島県、市町村、社会福祉団体、不動産団体、建築関係団体等で構成されています。平成24年7月の発足以来、①不動産物件情報の提供、国補助制度の広報、補助物件に関する相談 ②被災者向けの住宅相談・トラブル防止の体制整備、イベント等による幅広い広報 ③住宅の耐震化、省エネ化、バリアフリー化などより安心できる住まいの供給促進などについて活動しています。

申込方法：①または②のいずれかの方法でお申込みください。

- ①電話 福島県居住支援協議会 ☎：024-563-6213
- ②FAX 024-529-5274 以下にご記入の上、この用紙をFAXでお送りください。  
FAX申込書 ※個人情報は第3者に開示・提供は致しません。

所属	氏名（代表者）	人数
		人
電話番号	FAX番号	
— —	— —	